

登録適合性確認機関 業務規程（NKRE-SP-0009）の改訂

新旧対照表

【改訂後：Edition: July 2024 ← 改訂前：Edition: April 2023】

2024 年 7 月 15 日

一般財団法人 日本海事協会

- 改訂前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改訂後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
- 改訂前欄に二重傍線を付した規定で改訂後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
- 改訂後欄に二重傍線を付した規定で改訂前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

以上

改訂記録

改訂後				改訂前			
改訂記録				改訂履歴			
改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由	改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2023.04.05	—	新規制定	0	2023.04.05	—	新規制定
<u>1</u>	<u>2024.07.15</u>	<u>全面改訂</u>	<u>適合性確認（計画変更）に係る規定を追加するにあたり、全面的に改訂。</u>	<i>(新設)</i>	<i>(新設)</i>	<i>(新設)</i>	<i>(新設)</i>

目次

改訂後	改訂前
目次	目次
1. 適用.....1	1. 適用.....1
1.1 一般.....1	1.1 一般.....1
2. 用語の定義.....1	2. 用語の定義.....1
2.1 一般.....1	2.1 一般.....1
3. <u>業務</u> を行う時間及び休日.....2	3. <u>適合性確認の業務</u> を行う時間及び休日.....1
3.1 <u>業務</u> を行う時間及び休日.....2	3.1 <u>適合性確認の業務</u> を行う時間及び休日.....1
4. 事業所の名称及びその事業所が <u>業務</u> を行う区域.....2	4. 事業所の名称及びその事業所が <u>適合性確認の業務</u> を行う区域.....2
4.1 事業所の名称.....2	4.1 事業所の名称.....2
4.2 <u>業務</u> を行う区域.....2	4.2 <u>適合性確認の業務</u> を行う区域.....2
5. <u>料金</u> の算定及び収納.....2	5. <u>適合性確認の料金</u> の算定及び収納.....2
5.1 <u>料金</u> の算定.....2	5.1 <u>適合性確認の料金</u> の算定.....2
5.2 <u>料金</u> の収納.....2	5.2 <u>適合性確認の料金</u> の収納.....2
6. 適合性確認の実施の方法.....3	6. 適合性確認の実施の方法.....2
<u>6.1 一般.....3</u>	(新設)
<u>6.2 適合性確認の申請.....3</u>	<u>6.1 適合性確認の申請.....2</u>
<u>6.3 適合性確認の申請用図書.....3</u>	<u>6.2 適合性確認の申請用図書.....3</u>
<u>6.4 適合性確認申請の受理及び契約.....3</u>	<u>6.3 適合性確認申請の受理及び契約.....3</u>
<u>6.5 適合性確認の実施方法.....3</u>	<u>6.4 適合性確認の実施方法.....3</u>
<u>6.6 適合性確認に係る証明書</u> の交付等.....5	<u>6.5 証明書</u> の交付等.....5
<u>6.7 適合性確認の申請の取下げ.....5</u>	<u>6.6 適合性確認の申請の取下げ.....5</u>
<u>6.8 適合性確認の実施のための業務体制.....5</u>	<u>6.7 適合性確認の実施のための業務体制.....5</u>
<u>6.9 適合性確認に係る標準処理期間.....6</u>	<u>6.8 適合性確認に係る標準処理期間.....5</u>
<u>7. 適合性確認（計画変更）の実施の方法.....7</u>	(新設)
<u>7.1 一般.....7</u>	
<u>7.2 適合性確認（計画変更）の申請.....7</u>	

改訂後	改訂前
<u>7.3 適合性確認（計画変更）の申請用図書.....7</u>	
<u>7.4 適合性確認（計画変更）申請の受理及び契約.....7</u>	
<u>7.5 適合性確認（計画変更）の実施方法.....8</u>	
<u>7.6 適合性確認（計画変更）に係る証明書の交付等.....8</u>	
<u>7.7 適合性確認（計画変更）の申請の取下げ.....8</u>	
<u>7.8 適合性確認（計画変更）の実施のための業務体制.....8</u>	
<u>7.9 適合性確認（計画変更）に係る標準処理期間.....8</u>	
<u>8. 公正の確保.....8</u>	<u>7. 適合性確認に関する公正の確保.....6</u>
<u>8.1 機密保持.....8</u>	<u>7.1 機密保持.....6</u>
<u>8.2 公正の確保.....9</u>	<u>7.2 公正の確保.....6</u>
<u>9. 適合性確認員の配置、選任及び解任.....9</u>	<u>8. 適合性確認員の配置、選任及び解任.....7</u>
<u>9.1 適合性確認員の配置.....9</u>	<u>8.1 適合性確認員の配置.....7</u>
<u>9.2 適合性確認員の選任.....9</u>	<u>8.2 適合性確認員の選任.....7</u>
<u>9.3 適合性確認員の解任.....9</u>	<u>8.3 適合性確認員の解任.....7</u>
<u>10. 文書等の保存.....9</u>	<u>9. 適合性確認に係る文書等の保存.....7</u>
<u>10.1 文書等の保存期間.....9</u>	<u>9.1 文書等の保存期間.....7</u>
<u>10.2 文書等の保存方法.....10</u>	<u>9.2 文書等の保存方法.....7</u>
<u>11. 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知.....10</u>	<u>10. 経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知.....7</u>
<u>11.1 経済産業大臣への通知.....10</u>	<u>10.1 経済産業大臣への通知.....7</u>
<u>12. 雑則.....10</u>	<u>11. 雑則.....8</u>
<u>12.1 業務規程の公開.....10</u>	<u>11.1 業務規程の公開.....8</u>
<u>12.2 帳簿の記載事項及びその公開.....10</u>	<u>11.2 帳簿の記載事項及びその公開.....8</u>
<u>12.3 財務諸表等の備置き及び閲覧等.....11</u>	<u>11.3 財務諸表等の備置き及び閲覧等.....8</u>
附属書 A. 適合性確認の料金の算定.....12	附属書 A. 適合性確認の料金の算定.....9
A.1 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証未取得の場合）.....12	A.1 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証未取得の場合）.....9
A.2 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証取得済の場合）.....13	A.2 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証取得済の場合）.....10
附属書 B. 適合性確認の申請用図書.....14	附属書 B. 適合性確認の申請用図書.....11

改訂後	改訂前
B.1 適合性確認の申請用図書（共通）..... <u>14</u>	B.1 適合性確認の申請用図書（共通）..... <u>11</u>
B.2 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証未取得の場合）..... <u>14</u>	B.2 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証未取得の場合）..... <u>11</u>
B.3 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証取得済の場合）..... <u>19</u>	B.3 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証取得済の場合）..... <u>16</u>
附属書 C. 適合性確認の審査方法..... <u>21</u>	附属書 C. 適合性確認の審査方法..... <u>18</u>
C.1 一般..... <u>21</u>	C.1 一般..... <u>18</u>
C.2 適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合）..... <u>21</u>	C.2 適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合）..... <u>18</u>
C.3 適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が洋上風力発電所に設置される場合）..... <u>22</u>	C.3 適合性確認の審査方法（特殊電気工作物が洋上風力発電所に設置される場合）..... <u>19</u>
附属書 D. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）</u> に係る業務約款..... <u>23</u>	附属書 D. <u>適合性確認</u> に係る業務約款..... <u>20</u>
D.1 総則..... <u>23</u>	D.1 総則..... <u>20</u>
D.2 業務期日..... <u>23</u>	D.2 業務期日..... <u>20</u>
D.3 審査中の申請内容の変更..... <u>23</u>	D.3 審査中の申請内容の変更..... <u>20</u>
D.4 債務不履行責任..... <u>23</u>	D.4 債務不履行責任..... <u>20</u>
D.5 申請図書に対する甲の責任..... <u>24</u>	D.5 申請図書に対する甲の責任..... <u>21</u>
D.6 適合性確認結果に対する乙の責任..... <u>24</u>	D.6 適合性確認結果に対する乙の責任..... <u>21</u>
D.7 秘密保持..... <u>24</u>	D.7 秘密保持..... <u>21</u>
D.8 別途協議..... <u>24</u>	D.8 別途協議..... <u>21</u>
D.9 準拠法及び合意管轄等..... <u>24</u>	D.9 準拠法及び合意管轄等..... <u>21</u>

1. 適用

改訂後	改訂前
1. 適用 (略)	1. 適用 (略)

2. 用語の定義

改訂後	改訂前																												
2. 用語の定義 2.1 一般 -1. 本規定で用いる主な用語及び定義を下表に定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>適合性確認</u></td><td><u>法 48 条第 1 項により工事の計画の届出を行うにあたり、特殊電気工作物が法第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについての、経済産業大臣の登録を受けた者による確認のこと。</u></td></tr> <tr> <td><u>適合性確認（計画変更）</u></td><td><u>法 48 条第 1 項により工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）に係る届出を行うにあたり、特殊電気工作物が法第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについての、経済産業大臣の登録を受けた者による確認のこと。</u></td></tr> <tr> <td>申請者</td><td>適合性確認の業務に係る申請書を提出する者をいう。<u>なお、この申請者は法第 48 条第 1 項に基づき工事の計画を届け出る者と同じとする。</u></td></tr> <tr> <td>NK-PASS</td><td>本会ホームページ上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	(略)	(略)	<u>適合性確認</u>	<u>法 48 条第 1 項により工事の計画の届出を行うにあたり、特殊電気工作物が法第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについての、経済産業大臣の登録を受けた者による確認のこと。</u>	<u>適合性確認（計画変更）</u>	<u>法 48 条第 1 項により工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）に係る届出を行うにあたり、特殊電気工作物が法第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについての、経済産業大臣の登録を受けた者による確認のこと。</u>	申請者	適合性確認の業務に係る申請書を提出する者をいう。 <u>なお、この申請者は法第 48 条第 1 項に基づき工事の計画を届け出る者と同じとする。</u>	NK-PASS	本会ホームページ上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。	(略)	(略)	2. 用語の定義 2.1 一般 -1. 本規定で用いる主な用語及び定義を下表に定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr> <tr> <td>申請者</td><td>適合性確認の業務に係る申請書を提出する者をいう。<i>(新設)</i></td></tr> <tr> <td>NK-PASS</td><td>本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	申請者	適合性確認の業務に係る申請書を提出する者をいう。 <i>(新設)</i>	NK-PASS	本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。	(略)	(略)
用語	定義																												
(略)	(略)																												
<u>適合性確認</u>	<u>法 48 条第 1 項により工事の計画の届出を行うにあたり、特殊電気工作物が法第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについての、経済産業大臣の登録を受けた者による確認のこと。</u>																												
<u>適合性確認（計画変更）</u>	<u>法 48 条第 1 項により工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）に係る届出を行うにあたり、特殊電気工作物が法第 39 条第 1 項の主務省令で定める技術基準に適合するものであることについての、経済産業大臣の登録を受けた者による確認のこと。</u>																												
申請者	適合性確認の業務に係る申請書を提出する者をいう。 <u>なお、この申請者は法第 48 条第 1 項に基づき工事の計画を届け出る者と同じとする。</u>																												
NK-PASS	本会ホームページ上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。																												
(略)	(略)																												
用語	定義																												
(略)	(略)																												
(新設)	(新設)																												
(新設)	(新設)																												
申請者	適合性確認の業務に係る申請書を提出する者をいう。 <i>(新設)</i>																												
NK-PASS	本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。																												
(略)	(略)																												

3. 業務を行う時間及び休日

改訂後	改訂前
3. <u>業務</u>を行う時間及び休日 3.1 <u>業務</u>を行う時間及び休日 -1. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の業務</u>を行う時間は、次の通りとする。 平日 午前 9 時から午後 5 時 20 分まで（ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。） -2. （略） -3. 本会が必要と認める場合には、前-1. 及び前-2. の規定に関わらず、実施日以外の日及び実施時間外に<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）</u>を行うことができるものとする。 -4. （略）	3. <u>適合性確認の業務</u>を行う時間及び休日 3.1 <u>適合性確認の業務</u>を行う時間及び休日 -1. <u>適合性確認の業務</u>を行う時間は、次の通りとする。 平日 午前 9 時から午後 5 時 20 分まで（ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。） -2. （略） -3. 本会が必要と認める場合には、前-1. 及び前-2. の規定に関わらず、実施日以外の日及び実施時間外に<u>適合性確認</u>を行うことができるものとする。 -4. （略）

4. 事業所の名称及びその事業所が業務を行う区域

改訂後	改訂前
4. 事業所の名称及びその事業所が<u>業務</u>を行う区域 4.1 事業所の名称 -1. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の業務</u>を行う事業所の名称及び所在地は、以下に定めるところとする。 名称 : 一般財団法人日本海事協会 <u>認証本部</u> <u>再生可能エネルギー部</u> 所在地 : 東京都千代田区紀尾井町 4 番 7 号 4.2 <u>業務</u>を行う区域 -1. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の業務</u>を行う区域は、日本全域とする。	4. 事業所の名称及びその事業所が<u>適合性確認の業務</u>を行う区域 4.1 事業所の名称 -1. <u>適合性確認の業務</u>を行う事業所の名称及び所在地は、以下に定めるところとする。 名称 : 一般財団法人日本海事協会 <u>事業開発本部</u> <u>環境・再生可能エネルギー部</u> 所在地 : 東京都千代田区紀尾井町 4 番 7 号 4.2 <u>適合性確認の業務</u>を行う区域 -1. <u>適合性確認の業務</u>を行う区域は、日本全域とする。

5. 料金の算定及び収納

改訂後	改訂前
5. <u>料金の算定及び収納</u> 5.1 <u>料金の算定</u> -1. ～ -2. (略) <u>-3. 適合性確認（計画変更）の業務に関する手数料は、7.2-1. に従い、申請に応じて見積額を提示する。</u> 5.2 <u>料金の収納</u> -1. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の業務</u>に関する手数料は、請求書発行日から60日以内に本会が指定する銀行口座へ現金一括の振込みとし、振込手数料は申請者側の負担とする。なお、請求及び<u>支払</u>は円建てとする。 -2. ～ -3. (略) -4. 収納した<u>業務に関する手数料</u>は返還しない。ただし、本会の責に帰すべき事由により証明書の発行等が実施できなかった場合には、申請者に返還する。	5. <u>適合性確認の料金の算定及び収納</u> 5.1 <u>適合性確認の料金の算定</u> -1. ～ -2. (略) (新設) 5.2 <u>適合性確認の料金の収納</u> -1. <u>適合性確認の業務</u>に関する手数料は、請求書発行日から60日以内に本会が指定する銀行口座へ現金一括の振込みとし、振込手数料は申請者側の負担とする。なお、請求及び<u>支払</u>は円建てとする。 -2. ～ -3. (略) -4. 収納した<u>認定に係る手数料</u>は返還しない。ただし、本会の責に帰すべき事由により証明書の発行等が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

6. 適合性確認の実施の方法

改訂後	改訂前
6. 適合性確認の実施の方法 <u>6.1 一般</u> <u>-1. 本章では、法 48 条第 1 項により工事の計画の届出を行うにあたり、特殊電気工作物に対する適合性確認を行う場合について定める。</u> <u>6.2 適合性確認の申請</u> -1. 申請者は、適合性確認申請書（様式：RCAB-01-01）及び <u>6.3 に規定する申請用図書</u> を提出するものとする。なお、これらの申請書および申請用図書は、全て和文で作成され、かつ電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるデータ（例：PDF）で提出する。 -2. ～ -3. （略） <u>6.3 適合性確認の申請用図書</u> （略） <u>6.4 適合性確認申請の受理及び契約</u> -1. 本会は、<u>6.2-1.</u> の申請があったとき、次に掲げる事項について不備がないことを確認する。 （略） -2. ～ -3. （略） -4. 前-1. において不備等がないことを確認できた場合または前-2. において補正された場合には、本会は、申請書に受理印を押印したものを承諾書として申請者に交付する。この場合、申請者は附属書 D. に定める<u>業務約款</u>を了解し、本会との間で契約を締結したものとする。 -5. 申請者が、正当な理由なく適合性確認に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、本会は前-4. の契約を解除することができる。この場合、申請者にその理由を説明し、交付した証明書を無効とする。<u>また、12.2-2.に規定する公開情報に、証明書を無効としたこと及びその理由を追記する。</u> <u>6.5 適合性確認の実施方法</u>	6. 適合性確認の実施の方法 （新設） <u>6.1 適合性確認の申請</u> -1. 申請者は、適合性確認申請書（様式：RCAB-01-01）及び<u>別途規定する申請用図書</u>を提出するものとする。なお、これらの申請書および申請用図書は、全て和文で作成され、かつ電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるデータ（例：PDF）で提出する。 -2. ～ -3. （略） <u>6.2 適合性確認の申請用図書</u> （略） <u>6.3 適合性確認申請の受理及び契約</u> -1. 本会は、<u>6.1-1.</u> の申請があったとき、次に掲げる事項について不備がないことを確認する。 （略） -2. ～ -3. （略） -4. 前-1. において不備等がないことを確認できた場合または前-2. において補正された場合には、本会は、申請書に受理印を押印したものを承諾書として申請者に交付する。この場合、申請者は附属書 D. に定める<u>適合性確認に係る業務約款</u>を了解し、本会との間で契約を締結したものとする。 -5. 申請者が、正当な理由なく適合性確認に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、本会は前-4. の契約を解除することができる。この場合、申請者にその理由を説明し、交付した証明書を無効とする。（新設） <u>6.4 適合性確認の実施方法</u>

改訂後	改訂前
-1. (略) -2. 規則第 107 条に定められる適合性確認を適切に実施するために引用する主な基準、規格、指針等は、次に掲げるとおり。<u>なお、これらの基準、規格、指針等において、個別に適用日、施行日が定められている場合は、それに従うものとする。</u> 1) 適合性確認の対象設備及び設置場所に関わらず共通 ー 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省，通商産業省令第 五十三号，最終改正：令和四年一二月一四日経済産業省令第九六号） ー 20140328 商局第 1 号「発電用風力設備の技術基準の解釈」（改正 20230310 保局第 2 号） ー <u>20240318 保局第 3 号「発電用風力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程」</u> (略) ー <u>JIS C 1400-24:2023：風力発電システムー第 24 部：雷保護</u> (略) -3. (略) -4. 前-3. にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、次に定める方法により審査を行う。 (1) 申請用図書のうち、<u>工事計画届出書</u>に添付する特殊電気工作物に係る図書が、ウィンドファーム認証に係る認証文書に記載の審査対象図書の内容と相違ないことを確認する。 (2)～(4) (略) -5. (略) 6.6 適合性確認に係る証明書の交付等 -1. 本会は、<u>6.5</u> による適合性確認の結果、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定の全てに適合していることを確認したときは、法第 48 条	-1. (略) -2. 規則第 107 条に定められる適合性確認を適切に実施するために引用する主な基準、規格、指針等は、次に掲げるとおり。<i>(新設)</i> 1) 適合性確認の対象設備及び設置場所に関わらず共通 ー 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省，通商産業省令第 五十三号，最終改正：平成二九年三月三十一日経済産業省令第三二号） ー 20140328 商局第 1 号「発電用風力設備の技術基準の解釈」（改正 20230310 保局第 2 号） <i>(新設)</i> (略) ー <u>JIS C 1400-24:2014：風車ー第 24 部：雷保護</u> (略) -3. (略) -4. 前-3. にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、次に定める方法により審査を行う。 (1) 申請用図書のうち、<u>工事計画書</u>に添付する特殊電気工作物に係る図書が、ウィンドファーム認証に係る認証文書に記載の審査対象図書の内容と相違ないことを確認する。 (2)～(4) (略) -5. (略) 6.5 証明書の交付等 -1. 本会は、<u>6.4</u> による適合性確認の結果、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定の全てに適合していることを確認したときは、法第 48 条

改訂後	改訂前
の 2 の規定に基づき、申請者に証明書を交付する。 <u>-2. 前-1. にて交付された証明書について、工事の計画の届出が受理される前に当該証明書の別紙に記載されている申請用図書の内容に変更が生じた場合、申請者は変更箇所を明らかにした上で変更後の申請用図書を本会に提出する。本会は、提出された申請用図書について技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定のうち、該当する技術基準に適合していることを確認後、証明書を改訂し、申請者に交付する。なお、この場合は追加の手数料は申し受けない。</u> 6.7 適合性確認の申請の取下げ (略) 6.8 適合性確認の実施のための業務体制 -1. 本会は、<u>再生可能エネルギー部長を適合性確認に係る業務の統括管理者に任命し、適合性確認の業務に従事する職員を、再生可能エネルギー部に配置する。</u> -2. ～-4. (略) 6.9 適合性確認に係る標準処理期間 -1. 適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて次のとおりとする。なお、いずれも <u>6.4-4.</u> に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。 -2. (略) -3. 前-1. にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて次のとおりとする。なお、いずれも <u>6.4-4.</u> に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。	の 2 の規定に基づき、申請者に証明書を交付する。 (新設) 6.6 適合性確認の申請の取下げ (略) 6.7 適合性確認の実施のための業務体制 -1. 本会は、<u>環境・再生可能エネルギー部長を適合性確認業務の統括管理者に任命し、適合性確認の業務に従事する職員を、環境・再生可能エネルギー部に配置する。</u> -2. ～-4. (略) 6.8 適合性確認に係る標準処理期間 -1. 適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて次のとおりとする。なお、いずれも <u>6.3-4.</u> に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。 -2. (略) -3. 前-1. にかかわらず、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合は、適合性確認に係る標準処理期間は、適合性確認の対象設備及び設置場所に応じて次のとおりとする。なお、いずれも <u>6.3-4.</u> に規定する申請書に受理印を押印した日を起点とする。

7. 適合性確認（計画変更）の実施の方法

改訂後	改訂前
<u>7. 適合性確認（計画変更）の実施の方法</u> <u>7.1 一般</u> <u>-1. 本章では、法 48 条第 1 項により工事の計画の変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）の届出を行うにあたり、特殊電気工作物に対する適合性確認（計画変更）を行う場合について定める。</u> <u>7.2 適合性確認（計画変更）の申請</u> <u>-1. 申請者は、申請に先立ち、申請を予定する特殊電気工作物に係る資料等を用い、工事の計画の変更の内容について本会に事前相談すること。本会は、その内容に応じて適合性確認（計画変更）の料金に係る見積書の案を申請者に提示し、申請手続きに係る詳細を併せて指示する。</u> <u>-2. 申請者は、適合性確認（計画変更）申請書（様式：RCAB-01-02）及び別途本会が指示する申請用図書を提出するものとする。なお、これらの申請書および申請用図書は、全て和文で作成され、かつ電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるデータ（例：PDF）で提出する。</u> <u>-3. 申請者は、適合性確認（計画変更）申請書（様式：RCAB-01-02）において、適合性確認に係る実務を行う者を指定し、その実務を委任することができる。</u> <u>-4. 申請書及び申請用図書は、原則として NK-PASS を利用して提出するものとし、本会が適当と認める場合は、電子メールもしくは申請者が別途用意するサーバーを経由しても差し支えない。</u> <u>7.3 適合性確認（計画変更）の申請用図書</u> <u>-1. 適合性確認（計画変更）の申請用図書は、原則として次に掲げるとおりとする。なお、工事の計画変更を届け出る特殊電気工作物について、過去に本会より適合性確認の証明書が発行されている場合は、以下の(1)の添付資料についてはその提出の省略を認める場合がある。</u> <u>(1) 工事の計画に係る届出書（受理印が押印されたもの）及びその添付資料のうち規</u>	(新設)

改訂後	改訂前
<u>則別表第三に規定される書類一式</u> <u>(2) 工事の計画変更に関する届出書の添付資料のうち、計画変更に関する規則別表第三に規定される書類一式</u> <u>(3) 本会が 7.2-1.における事前相談で指示した資料</u> <u>7.4 適合性確認（計画変更）申請の受理及び契約</u> <u>-1. 本会は、7.2-2. の申請があったとき、次に掲げる事項について不備がないことを確認する。</u> <u>(1) 申請のあった特殊電気工作物が法第 48 条の 2 及び規則第 67 条の 2 で定める特殊電気工作物に該当すること。</u> <u>(2) 申請用図書に形式上の不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。</u> <u>(3) 申請内容に明らかな虚偽がないこと。</u> <u>-2. 本会は、前-1.の規定において申請用図書に不備を認めた場合は、その補正を申請者に求める。</u> <u>-3. 本会は、前-2.の規定において相当期間を定めて補正を求めたが、当該期間内に補正されない場合、もしくは補正の余地のない場合は受理できない理由を説明し、申請用図書を申請者に返却する。</u> <u>-4. 前-1. において不備等がないことを確認できた場合または前-2. において補正された場合には、本会は、申請書に受理印を押印したものを承諾書として申請者に交付する。この場合、申請者は附属書 D. に定める業務約款を了解し、本会との間で契約を締結したものであるとする。</u> <u>-5. 申請者が、正当な理由なく適合性確認（計画変更）に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、本会は前-4. の契約を解除することができる。この場合、申請者にその理由を説明し、交付した証明書を無効とする。また、12.2-2.に規定する公開情報に、証明書を無効としたこと及びその理由を追記する。</u> <u>7.5 適合性確認（計画変更）の実施方法</u> <u>-1. 本会は、適合性確認（計画変更）の申請を受理したのち速やかに適合性確認員 2 名以上に審査を実施させる。</u>	

改訂後	改訂前
<u>-2. 規則第 107 条に定められる適合性確認を適切に実施するために引用する主な基準、規格、指針等は、原則として工事の計画の届出が受理された際に適用されたものと同一とする。ただし、工事の計画変更の内容に応じて、別途追加の基準、規格、指針等を引用する場合がある。</u> <u>-3. 適合性確認員は、規則第 107 条に定められる適合性確認を適切に実施するため、工事の計画変更の内容に応じて必要な審査を行う。</u> <u>-4. 適合性確認員は、審査上必要あるときは、申請用図書に関し申請者に説明を求めることができる。</u> <u>7.6 適合性確認（計画変更）に係る証明書の交付等</u> <u>-1. 本会は、7.5 による適合性確認（計画変更）の結果、申請を受けた特殊電気工作物に係る工事の計画変更の内容が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条のうち、該当する技術基準に適合していることを確認したときは、法第 48 条の 2 の規定に基づき、申請者に証明書を交付する。</u> <u>-2. 前-1. にて交付された証明書について、工事の計画変更の届出が受理される前に当該証明書の別紙に記載されている申請用図書の内容に変更が生じた場合、申請者は変更箇所を明らかにした上で変更後の申請用図書を本会に提出する。本会は、提出された申請用図書について技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定のうち、該当する技術基準に適合していることを確認後、証明書を改訂し、申請者に交付する。なお、この場合は追加の手数料は申し受けない。</u> <u>7.7 適合性確認（計画変更）の申請の取下げ</u> <u>-1. 申請者は、申請者の都合により証明書の交付前に適合性確認（計画変更）の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届を本会に提出する。この場合、本会は適合性確認（計画変更）の業務を中止し、提出された申請用図書を申請者に返却する。</u> <u>7.8 適合性確認（計画変更）の実施のための業務体制</u> <u>-1. 本会は、再生可能エネルギー部長を適合性確認に係る業務の統括管理者に任命し、適合性確認（計画変更）の業務に従事する職員を、再生可能エネルギー部に配置する。</u>	

改訂後	改訂前
<u>-2. 統括管理者は、適合性確認（計画変更）の業務を統括し、当該業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講じるものとし、本会が行う全ての適合性確認（計画変更）について責任を有するものとする。</u> <u>-3. 統括管理者は、適合性確認（計画変更）に係る審査の適正な実施のために、各分野の経験・技術を有する本会職員以外の者を適合性確認委託専門家として委嘱して選任する。</u> <u>-4. 適合性確認（計画変更）に従事する職員は、その職務の執行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。</u> <u>7.9 適合性確認（計画変更）に係る標準処理期間</u> <u>-1. 適合性確認（計画変更）に係る処理期間は、工事の計画変更の内容によることから、標準処理期間は特に定めない。ただし、その処理期間については、申請者からの依頼に基づいて、申請者と本会の間で誠意をもって協議して決定する。</u>	

8. 公正の確保

改訂後	改訂前
8. <u>公正の確保</u> 8.1 機密保持 -1. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）</u>の審査実施を目的として本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためにいかなる第三者にも開示しない。本会が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。 -2. ～-3. （略） 8.2 公正の確保 -1. 本会の役員又は職員（確認員含む。）が、<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u>に係る申請を自ら行った場合又は代理人として<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u>の申請を行った場合は、<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u>に係る業務を行わないものとする。 -2. 本会の役員又は職員（確認員含む。）が、<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u>に係る特殊電気工作物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該特殊電気工作物に係る<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u>の業務を行わないものとする。 （略） -3. 本会の<u>役員</u>又は職員（確認員含む。）で、本会以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（確認員を含む。）は当該申請に係る評価を行わないものとする。 （1）<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u>に係る申請を自ら行った場合又は代理人として<u>適合性確認の審査</u>に係る申請を行った場合 （2）<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u>に係る申請に係る特殊電気工作物について前・2. に示す（1）から（3）までに掲げる業務を行った場合 -4. 本会は、前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、<u>適合性確認及び適合性確認</u>	7. <u>適合性確認に関する公正の確保</u> 7.1 機密保持 -1. <u>適合性確認</u>の審査実施を目的として本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためにいかなる第三者にも開示しない。本会が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。 -2. ～-3. （略） 7.2 公正の確保 -1. 本会の役員又は職員（確認員含む。）が、<u>適合性確認の審査</u>に係る申請を自ら行った場合又は代理人として<u>適合性確認の審査</u>の申請を行った場合は、<u>適合性確認の審査</u>に係る業務を行わないものとする。 -2. 本会の役員又は職員（確認員含む。）が、<u>適合性確認の審査</u>に係る特殊電気工作物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該特殊電気工作物に係る<u>適合性確認の審査</u>の業務を行わないものとする。 （略） -3. 本会の<u>役員役員</u>又は職員（確認員含む。）で、本会以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（確認員を含む。）は当該申請に係る評価を行わないものとする。 （1）<u>適合性確認の審査</u>に係る申請を自ら行った場合又は代理人として<u>適合性確認の審査</u>に係る申請を行った場合 （2）<u>適合性確認の審査</u>に係る申請に係る特殊電気工作物について前・2. に示す（1）から（3）までに掲げる業務を行った場合 -4. 本会は、前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、<u>適合性確認の審査</u>に係る業務

改訂後	改訂前
<u>（計画変更）の審査</u> に係る業務の公正な実施に支障を及ぼす恐れがある場合は、 <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の審査</u> に係る業務を行わないものとする。	の公正な実施に支障を及ぼす恐れがある場合は、 <u>適合性確認の審査</u> に係る業務を行わ

9. 適合性確認員の配置、選任及び解任

改訂後	改訂前
<u>9.</u> 適合性確認員の配置、選任及び解任 <u>9.1</u> 適合性確認員の配置 (略) <u>9.2</u> 適合性確認員の選任 (略) <u>9.3</u> 適合性確認員の解任 (略)	<u>8.</u> 適合性確認員の配置、選任及び解任 <u>8.1</u> 適合性確認員の配置 (略) <u>8.2</u> 適合性確認員の選任 (略) <u>8.3</u> 適合性確認員の解任 (略)

10. 文書等の保存

改訂後	改訂前																
<u>10. 文書等の保存</u> <u>10.1 文書等の保存期間</u> -1. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る文書等</u>（申請者が提出する審査用図書、証明書、帳簿、財務諸表等）の保存期間は次の通りとする。 <table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>申請者が提出する審査用図書</td><td>本会が<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u>を廃止するまで</td></tr><tr><td>本会が発行する証明書</td><td>本会が<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u>を廃止するまで</td></tr><tr><td>法第 75 条第 1 項に規定する財務諸表等</td><td>本会が<u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u>を廃止するまで</td></tr></table> <u>10.2 文書等の保存方法</u> -1. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る文書等</u>（申請者が提出する審査用図書、証明書、帳簿など）の保存は、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存する。 -2. （略）	用語	定義	申請者が提出する審査用図書	本会が <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u> を廃止するまで	本会が発行する証明書	本会が <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u> を廃止するまで	法第 75 条第 1 項に規定する財務諸表等	本会が <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u> を廃止するまで	<u>9. 適合性確認に係る文書等の保存</u> <u>9.1 文書等の保存期間</u> -1. <u>適合性確認に係る文書等</u>（申請者が提出する審査用図書、証明書、帳簿、財務諸表等）の保存期間は次の通りとする。 <table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>申請者が提出する審査用図書</td><td>本会が<u>適合性確認に係る業務</u>を廃止するまで</td></tr><tr><td>本会が発行する証明書</td><td>本会が<u>適合性確認に係る業務</u>を廃止するまで</td></tr><tr><td>法第 75 条第 1 項に規定する財務諸表等</td><td>本会が<u>適合性確認に係る業務</u>を廃止するまで</td></tr></table> <u>9.2 文書等の保存方法</u> -1. <u>適合性確認に係る文書等</u>（申請者が提出する審査用図書、証明書、帳簿など）の保存は、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存する。 -2. （略）	用語	定義	申請者が提出する審査用図書	本会が <u>適合性確認に係る業務</u> を廃止するまで	本会が発行する証明書	本会が <u>適合性確認に係る業務</u> を廃止するまで	法第 75 条第 1 項に規定する財務諸表等	本会が <u>適合性確認に係る業務</u> を廃止するまで
用語	定義																
申請者が提出する審査用図書	本会が <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u> を廃止するまで																
本会が発行する証明書	本会が <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u> を廃止するまで																
法第 75 条第 1 項に規定する財務諸表等	本会が <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務</u> を廃止するまで																
用語	定義																
申請者が提出する審査用図書	本会が <u>適合性確認に係る業務</u> を廃止するまで																
本会が発行する証明書	本会が <u>適合性確認に係る業務</u> を廃止するまで																
法第 75 条第 1 項に規定する財務諸表等	本会が <u>適合性確認に係る業務</u> を廃止するまで																

11. 経済産業大臣に対する結果の通知

改訂後	改訂前
<u>11.</u> 経済産業大臣に対する<u>結果</u>の通知 <u>11.1</u> 経済産業大臣への通知 -1. 本会は、<u>適合性確認において</u>、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定の全てに適合していることを確認したときは、法第48条の2の規定に基づき、証明書を交付する。 -2. 本会は、<u>適合性確認（計画変更）において</u>、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定のうち、計画変更に関連する規定に適合していることを確認したときは、法第48条の2の規定に基づき、証明書を交付する。 -3. 本会は、<u>前-1. 及び -2. の証明書の交付に際して</u>、<u>12.2-1.</u>のとおり帳簿を作成し、<u>12.2-2.</u>のとおりこれを公表する。 -4. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）の結果</u>については、定期的に経済産業大臣に通知する。	<u>10.</u> 経済産業大臣に対する<u>適合性確認の結果</u>の通知 <u>10.1</u> 経済産業大臣への通知 -1. 本会は、<u>（新設）</u>申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定の全てに適合していることを確認したときは、法第48条の2の規定に基づき、証明書を交付する。 <u>（新設）</u> -2. 本会は、<u>前-1. の証明書の交付に際して</u>、<u>11.2-1.</u>のとおり帳簿を作成し、<u>11.2-2.</u>のとおりこれを公表する。 -3. <u>適合性確認の結果</u>については、定期的に経済産業大臣に通知する。

12. 雑則

改訂後	改訂前
<u>12.</u> 雑則 <u>12.1</u> 業務規程の公開 -1. 本会は、本規程をインターネット上に開設した本会ホームページ（http://www.classnk.or.jp/）において公表するものとする。 <u>12.2</u> 帳簿の記載事項及びその公開 -1. 法第 79 条及び規則第 113 条の規定に基づき、以下の事項を含む帳簿を作成する。 (1) <u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) <u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地 (3) <u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>の申請を受けた年月日 (4) <u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>を行った特殊電気工作物の概要 (5) <u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>の場所 (6) <u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>を行った年月日 (7) 適合性確認員の氏名 (8) <u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>の結果 (9) <u>その他適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）</u>に関し、本会が必要と認めた事項 -2. 前-1. の<u>帳簿及び関連する情報のうち、以下の事項を</u>インターネット上に開設した本会ホームページ（http://www.classnk.or.jp/）において四半期ごとに公表するものとする。 (1) <u>適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称</u> (2) <u>適合性確認を行った特殊電気工作物の概要</u> (3) <u>適合性確認に係る証明書の発行日（初回及び改訂）及びその証明書番号</u> <u>12.3</u> 財務諸表等の備置き及び閲覧等 -1. 本会は、毎事業年度（1 月～12 月）経過後 3 か月以内に、その事業年度の財務諸表	<u>11.</u> 雑則 <u>11.1</u> 業務規程の公開 -1. 本会は、本規程をインターネット上に開設した本会ホームページ（http://www.classnk.or.jp/）において公表するものとする。 <u>11.2</u> 帳簿の記載事項及びその公開 -1. 法第 79 条及び規則第 113 条の規定に基づき、以下の事項を含む帳簿を作成する。 (1) <u>適合性確認</u>を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) <u>適合性確認</u>を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地 (3) <u>適合性確認</u>の申請を受けた年月日 (4) <u>適合性確認</u>を行った特殊電気工作物の概要 (5) <u>適合性確認</u>の場所 (6) <u>適合性確認</u>を行った年月日 (7) 適合性確認員の氏名 (8) <u>適合性確認</u>の結果 (9) <u>その他適合性確認</u>に関し、本会が必要と認めた事項 -2. 前-1. の<u>帳簿は、</u>インターネット上に開設した本会ホームページ（http://www.classnk.or.jp/）において四半期ごとに公表するものとする。 (新設) <u>11.3</u> 財務諸表等の備置き及び閲覧等 -1. 本会は、毎事業年度（1 月～12 月）経過後 3 か月以内に、その事業年度の財務諸表

改訂後	改訂前
等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）を作成し、<u>10.1</u>及び<u>10.2</u>に記載の内容に基づき保存する。 -2.～-4.（略）	等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）を作成し、<u>9.1</u>及び<u>9.2</u>に記載の内容に基づき保存する。 -2.～-4.（略）

附属書 A. 適合性確認の料金の算定

改訂後	改訂前												
附属書 A. 適合性確認の料金の算定 A.1 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証未取得の場合） -1. 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合、適合性確認の概算料金を表 A-1 に示す。なお、この手数料は、発電所内の特殊電気工作物について以下に掲げる条件に基づいて変動することから、<u>6.2-4.</u>に示す事前相談で得た情報に基づいて見積金額を算定し、申請者に提示する。 (略) 表 A-1 特殊電気工作物が陸上発電所に設置される場合の適合性確認手数料 <u>(概算値)</u> <table> <tr> <th>審査項目</th><th>手数料（概算・税抜）</th></tr> <tr> <td>1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。</td><td rowspan="3">6,000,000 円 ～ 8,500,000 円</td></tr> <tr> <td>2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。</td></tr> <tr> <td>3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。</td></tr> </table> ※ <u>概算の最大値は、定格出力 4.2MW×30 基を基準に算定している。</u> -2. 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所に設置される場合、適合性確認の概算料金を表 A-2 に示す。なお、この手数料は、発電所内の特殊電気工作物について以下に掲げる条件に基づいて変動することから、<u>6.2-4.</u>に示す事前相談で得た情報に基づいて見積金額を算定し、申請者に提示する。 (略) 表 A-2 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所に設置される場合の適合性確認手数料 <u>(概算値)</u>	審査項目	手数料（概算・税抜）	1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。	6,000,000 円 ～ 8,500,000 円	2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。	3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。	附属書 A. 適合性確認の料金の算定 A.1 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証未取得の場合） -1. 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合、適合性確認の概算料金を表 A-1 に示す。なお、この手数料は、発電所内の特殊電気工作物について以下に掲げる条件に基づいて変動することから、<u>6.1-3.</u>に示す事前相談で得た情報に基づいて見積金額を算定し、申請者に提示する。 (略) 表 A-1 特殊電気工作物が陸上発電所に設置される場合の適合性確認手数料 <u>(新設)</u> <table> <tr> <th>審査項目</th><th>手数料（概算・税抜）</th></tr> <tr> <td>1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。</td><td rowspan="3">6,000,000 円 ～ 8,500,000 円</td></tr> <tr> <td>2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。</td></tr> <tr> <td>3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。</td></tr> </table> (新設) -2. 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所に設置される場合、適合性確認の概算料金を表 A-2 に示す。なお、この手数料は、発電所内の特殊電気工作物について以下に掲げる条件に基づいて変動することから、<u>6.1-3.</u>に示す事前相談で得た情報に基づいて見積金額を算定し、申請者に提示する。 (略) 表 A-2 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所に設置される場合の適合性確認手数料 <u>(新設)</u>	審査項目	手数料（概算・税抜）	1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。	6,000,000 円 ～ 8,500,000 円	2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。	3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。
審査項目	手数料（概算・税抜）												
1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。	6,000,000 円 ～ 8,500,000 円												
2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。													
3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。													
審査項目	手数料（概算・税抜）												
1. 特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。	6,000,000 円 ～ 8,500,000 円												
2. 特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。													
3. 上 2. の照査の実施方法が適切であること。													

<

改訂後	改訂前																
A.2 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証取得済の場合） -1. 適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合の適合性確認の料金を表A-4に示す。 表A-4 ウィンドファーム認証取得済の場合の適合性確認手数料 <table> <tr> <th>特殊電気工作物が設置される発電所</th><th>手数料 <u>(税抜)</u></th></tr> <tr> <td>陸上風力発電所</td><td>500,000 円</td></tr> <tr> <td>洋上（着床式）風力発電所</td><td>1,000,000 円</td></tr> <tr> <td>洋上（浮体式）風力発電所</td><td>1,000,000 円</td></tr> </table>	特殊電気工作物が設置される発電所	手数料 <u>(税抜)</u>	陸上風力発電所	500,000 円	洋上（着床式）風力発電所	1,000,000 円	洋上（浮体式）風力発電所	1,000,000 円	A.2 適合性確認の料金の算定（ウィンドファーム認証取得済の場合） -1. 適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第4条、第5条及び第7条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合の適合性確認の料金を<u>以下</u>に示す。 (新設) <table> <tr> <th>特殊電気工作物が設置される発電所</th><th>手数料 <i>(新設)</i></th></tr> <tr> <td>陸上風力発電所</td><td>500,000 円</td></tr> <tr> <td>洋上（着床式）風力発電所</td><td>1,000,000 円</td></tr> <tr> <td>洋上（浮体式）風力発電所</td><td>1,000,000 円</td></tr> </table>	特殊電気工作物が設置される発電所	手数料 <i>(新設)</i>	陸上風力発電所	500,000 円	洋上（着床式）風力発電所	1,000,000 円	洋上（浮体式）風力発電所	1,000,000 円
特殊電気工作物が設置される発電所	手数料 <u>(税抜)</u>																
陸上風力発電所	500,000 円																
洋上（着床式）風力発電所	1,000,000 円																
洋上（浮体式）風力発電所	1,000,000 円																
特殊電気工作物が設置される発電所	手数料 <i>(新設)</i>																
陸上風力発電所	500,000 円																
洋上（着床式）風力発電所	1,000,000 円																
洋上（浮体式）風力発電所	1,000,000 円																

附属書 B. 適合性確認の申請用図書

改訂後	改訂前
附属書 B. 適合性確認の申請用図書 B.1 適合性確認の申請用図書（共通） -1. 適合性確認の申請用図書は、規則別表第三により工事計画<u>届出書</u>への添付書類として指定されている以下に掲げる図書とする。 (以下、略) B.2 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証未取得の場合） (略) B.3 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証取得済の場合） -1. 適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合、申請用図書は B.2 によらず、B.1 に規定される図書に加えて以下に掲げる資料を申請用図書として提出することで差し支えない。 1) 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合 － ウィンドファーム認証書（発行されている場合） － サイト条件評価 適合証明書 － 認証評価報告書（サイト条件評価） － 風車設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（風車設計評価） － 支持構造物設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，タワー） － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，基礎） － 認証評価報告書（支持構造物設計評価）別添 チェックリスト － <u>発電用風力設備に関する技術基準（第四条、第五条及び第七条）への適合に係るチェックリスト</u> － その他、ウィンドファーム認証発行に際して認証機関が発行した文書（ある場	附属書 B. 適合性確認の申請用図書 B.1 適合性確認の申請用図書（共通） -1. 適合性確認の申請用図書は、規則別表第三により工事計画<u>届</u>への添付書類として指定されている以下に掲げる図書とする。 (以下、略) B.2 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証未取得の場合） (略) B.3 適合性確認の申請用図書（ウィンドファーム認証取得済の場合） -1. 適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合、申請用図書は B.2 によらず、B.1 に規定される図書に加えて以下に掲げる資料を申請用図書として提出することで差し支えない。 1) 特殊電気工作物が陸上風力発電所に設置される場合 － ウィンドファーム認証書（発行されている場合） － サイト条件評価 適合証明書 － 認証評価報告書（サイト条件評価） － 風車設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（風車設計評価） － 支持構造物設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，タワー） － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，基礎） － 認証評価報告書（支持構造物設計評価）別添 チェックリスト (新設) － その他、ウィンドファーム認証発行に際して認証機関が発行した文書（ある場

改訂後	改訂前
合) 2) 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所、または洋上（浮体式）風力発電所に設置される場合 － ウィンドファーム認証書 － サイト条件評価 適合証明書 － 認証評価報告書（サイト条件評価） － 設計基準評価 適合証明書 － 認証評価報告書（設計基準評価） － 全体荷重解析評価 適合証明書 － 認証評価報告書（全体荷重解析評価） － 風車設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（風車設計評価，RNA） － 認証評価報告書（風車設計評価，CPS） － 支持構造物設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，タワー） － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，基礎） － 統一的解説への適合性チェックリスト － <u>発電用風力設備に関する技術基準（第四条、第五条及び第七条）への適合に係るチェックリスト</u> － その他、ウィンドファーム認証発行に際して認証機関が発行した文書（ある場合）	合) 2) 特殊電気工作物が洋上（着床式）風力発電所、または洋上（浮体式）風力発電所に設置される場合 － ウィンドファーム認証書 － サイト条件評価評価 適合証明書 － 認証評価報告書（サイト条件評価） － 設計基準評価 適合証明書 － 認証評価報告書（設計基準評価） － 全体荷重解析評価 適合証明書 － 認証評価報告書（全体荷重解析評価） － 風車設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（風車設計評価，RNA） － 認証評価報告書（風車設計評価，CPS） － 支持構造物設計評価 適合証明書 － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，タワー） － 認証評価報告書（支持構造物設計評価，基礎） － 統一的解説への適合性チェックリスト （新設） － その他、ウィンドファーム認証発行に際して認証機関が発行した文書（ある場合）

附属書 C. 適合性確認の審査方法

改訂後	改訂前
附属書 C. 適合性確認の審査方法 C.1 一般 -1. この附属書では、<u>6.5-3</u> に規定する適合性確認の審査方法について定める。なお、この附属書で規定する審査方法は、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合には適用されない。 -2. (略)	附属書 C. 適合性確認の審査方法 C.1 一般 -1. この附属書では、<u>6.4-3</u> に規定する適合性確認の審査方法について定める。なお、この附属書で規定する審査方法は、適合性確認を申請する特殊電気工作物がウィンドファーム認証を取得しており、申請を受けた特殊電気工作物が技術基準の第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定に適合していることについて、第三者認証機関により確認されている場合には適用されない。 -2. (略)

附属書 D. 適合性確認及び適合性確認（計画変更）に係る業務約款

改訂後	改訂前
附属書 D. <u>適合性確認及び適合性確認（計画変更）</u>に係る業務約款 D.1 総則 -1. ～ -5. (略) -6. 乙が審査中に規程に基づく業務方法書に示された基準に照らして<u>申請用図書</u>に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。 -7. (略) D.2 業務期日 -1. 乙の業務期日は、D.1-2. に規定する契約締結の日を起点に、<u>6.9</u>に規定する期間を経過する日とする。 -2. ～ -4. (略) D.3 ～ D.4 (略) D.5 <u>申請用図書</u>に対する甲の責任 -1. 甲が乙に提出する<u>申請用図書</u>及びこの<u>申請用図書</u>を作成するためのデータには、作為もしくは不作為に関わらず虚偽の内容を含めてはならない。この<u>申請用図書</u>及びこの<u>申請用図書</u>を作成するためのデータに虚偽の内容が含まれていることが立証された場合、乙はこの契約を解除することができる。 D.6 適合性確認結果に対する乙の責任 -1. 乙による<u>適合性確認もしくは適合性確認（計画変更）の結果</u>により、甲が蒙った損失、損害または費用が乙の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、乙が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、または費用を補償する。 -2. (略) D.7 ～ D.9 (略)	附属書 D. <u>適合性確認</u>に係る業務約款 D.1 総則 -1. ～ -5. (略) -6. 乙が審査中に規程に基づく業務方法書に示された基準に照らして<u>提出図書</u>に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。 -7. (略) D.2 業務期日 -1. 乙の業務期日は、D.1-2. に規定する契約締結の日を起点に、<u>6.8</u>に規定する期間を経過する日とする。 -2. ～ -4. (略) D.3 ～ D.4 (略) D.5 <u>申請図書</u>に対する甲の責任 -1. 甲が乙に提出する<u>申請図書</u>及びこの<u>申請図書</u>を作成するためのデータには、作為もしくは不作為に関わらず虚偽の内容を含めてはならない。この<u>申請図書</u>及びこの<u>申請図書</u>を作成するためのデータに虚偽の内容が含まれていることが立証された場合、乙はこの契約を解除することができる。 D.6 適合性確認結果に対する乙の責任 -1. 乙による<u>適合性確認の結果</u>により、甲が蒙った損失、損害または費用が乙の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、乙が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、または費用を補償する。 -2. (略) D.7 ～ D.9 (略)